

公立大学法人秋田公立美術大学の業務実績に係る評価基本方針新旧対照表

改 正 案	現 行
1 評価の趣旨 (1) (略) (2) (略) 2 評価の基本的な考え方 (1) 中期目標期間見込評価 ア～ウ (略) (2) 中期目標期間評価 ア～ウ (略) 3 評価方法 法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととし、中期目標期間見込評価においては中期目標および中期計画に定められた各項目についての達成見込みの状況を、中期目標期間評価においては中期目標および中期計画に定められた各項目についての達成状況を、それぞれ評価（項目別評価）する。 なお、項目別評価の結果を踏まえ、法人の全体的な評価（全体評価）も行う。	1 評価の趣旨 <u>(1) 各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）</u> <u>各事業年度において、中期計画に定められた各項目の実施状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。</u> (2) (略) (3) (略) 2 評価の基本的な考え方 <u>(1) 事業年度計画</u> <u>ア 年度計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その実施状況を明らかにする。</u> <u>イ 年度計画の実施状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。</u> <u>ウ 評価を通して、法人の運営状況を分かりやすく社会に示し、市民への説明責任を果たす。</u> (2) 中期目標期間見込評価 ア～ウ (略) (3) 中期目標期間評価 ア～ウ (略) 3 評価方法 法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととし、<u>事業年度評価においては中期計画に定められた各項目の毎事業年度における業務の実施状況を、</u>中期目標期間見込評価においては中期目標および中期計画に定められた各項目についての達成見込みの状況を、中期目標期間評価においては中期目標および中期計画に定められた各項目についての達成状況を、それぞれ評価（項目別評価）する。 なお、項目別評価の結果を踏まえ、法人の全体的な評価（全体評価）も行う。 <u>(1) 事業年度計画</u> <u>ア 項目別評価</u> <u>(7) 評価に当たっては、法人の自己点検および自己評価に基づいて、年度計画の各項目</u>

- (1) 中期目標期間見込評価
アおよびイ (略)
- (2) 中期目標期間評価
アおよびイ (略)

4 評価の具体的な実施方法

(削除)

- (1) 中期目標期間見込評価
アおよびイ (略)
- ウ 評価委員会は、毎年8月末を目途に評価結果を決定する。

ごとに、業務の実施状況と業績内容の確認を行う。

(イ) 年度計画における業務の進捗状況を総合的に勘案し、中期目標および中期計画の別途定める項目ごとに評価を行う。

イ 全体評価

項目別評価の結果等を踏まえ、事業の実施状況、財務状況および法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

- (2) 中期目標期間見込評価
アおよびイ (略)
- (3) 中期目標期間評価
アおよびイ (略)

4 評価の具体的な実施方法

(1) 事業年度評価

ア 法人は、毎年6月末までに財務諸表、実績報告書等を評価委員会に提出する。

イ 提出された上記報告書等をもとに評価委員会が評価を実施するに当たっては、法人からその業務の実績、自己点検、自己評価等について、ヒアリングを行う。

ウ 評価委員会は、毎年8月末を目途に評価結果を決定する。

実績報告	6月末	法人 ○中期目標期間見込み評価に係る実績報告書等提出
評価	7～8月	評価委員会 ○法人からのヒアリング実施 ○補足資料要請・検討 ○各委員による評価 ○評価結果の検討・決定
通知・公表	12月	○評価結果の通知・公表

- (2) 中期目標期間見込評価
アおよびイ (略)
- ウ 評価委員会は、毎年11月末を目途に評価結果を決定する。

(略)	(略)	(略)
(略)	7 ～ <u>8月</u>	(略)
(略)	<u>9月</u>	(略)
<u>(2)</u> 中期目標期間評価 ア～イ (略) ウ 評価委員会は、中期目標期間終了後、 <u>8月</u> <u>末</u> を目途に評価結果を決定する。		
(略)	(略)	(略)
(略)	7 ～ <u>8月</u>	(略)
(略)	<u>9月</u>	(略)
5 (略)		
6 その他 (1)および(2) (略) (3) 本基本方針については、中期目標期間見込評価および中期目標期間評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、評価委員会の協議により見直すことができるものとする。		

(略)	(略)	(略)
(略)	7 ～ <u>11月</u>	(略)
(略)	<u>12月</u>	(略)
<u>(3)</u> 中期目標期間評価 ア～イ (略) ウ 評価委員会は、中期目標期間終了後、 <u>11月</u> <u>末</u> を目途に評価結果を決定する。		
(略)	(略)	(略)
(略)	7 ～ <u>11月</u>	(略)
(略)	<u>12月</u>	(略)
5 (略)		
6 その他 (1)および(2) (略) (3) 本基本方針については、 <u>事業年度評価</u> 、中期目標期間見込評価および中期目標期間評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、評価委員会の協議により見直すことができるものとする。		